

大阪航空局と同時発表

平成 27 年 10 月 29 日
航空局安全部
航空機安全課
運航安全課

三菱リージョナルジェット(MRJ)の試験飛行等の許可について

三菱航空機(株)より、三菱リージョナルジェット(MRJ)に対する試験飛行の実施のために必要な航空法上の許可の申請があり、同申請に対し航空局において所要の審査が終了したため、本日付で許可^{※1}を行いましたのでお知らせします。

今後は、三菱航空機(株)により、高速地上走行試験等の確認が行われた後、初飛行が行われる予定となっています。

国土交通省としては、MRJの型式証明^{※2}に向けて、引き続きMRJに対する安全性審査を適切かつ円滑に進めて参ります。

(※1) ・ 耐空証明を受けずに行う試験飛行等の許可(航空法第 11 条)

- ・ 試験飛行のために航空機に乗り組んでその運航を行う者の許可(航空法第 28 条)
 - ・ 一部の装置等を装備せずに試験飛行を行うことの許可(航空法第 60 条)
- 全て大阪航空局長による許可

(※2) 型式証明とは、航空法第 12 条の規定に基づき、航空機の種類(型式)毎に、その設計及び製造過程が安全性及び環境適合性の基準を満たしていることを証明するもの。型式証明を受けた種類の航空機は、航空法第 10 条第 5 項第 1 号に基づき、航空機 1 機毎の耐空証明検査において、検査の一部が省略される。

問い合わせ先:

(第 11 条の許可関係)

国土交通省航空局安全部航空機安全課 藤林、梶原

TEL: 03-5253-8111(代表) (内線 50202, 50224)

03-5253-8735(直通) FAX: 03-5253-1661

(第 28 条及び第 60 条の許可関係)

国土交通省航空局安全部運航安全課 山本

TEL: 03-5253-8111(代表) (内線 50117)

03-5253-8737(直通) FAX: 03-5253-1661